

岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）に関するよくあるご質問

令和3年12月1日

【制度全般】

Q1. 岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）を創設した趣旨は？

A. 2021年（令和3年）4月以降に実施された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「法」といいます。）に基づく緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置により、時短要請等に応じていただいた飲食店のほか、飲食店と取引のある関連事業者の方々も厳しい状況が続いています。

このような中、国においては、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や移動・外出自粛等の影響を受けて、2021年（令和3年）4月以降の月間売上が50%以上減少している中小法人等・個人事業者等を「月次支援金」により支援してきました。

本県では、より多くの事業者を支援できるよう、国の「月次支援金」の給付要件を緩和し、本県独自の支援制度として、月次支援金の対象とならない月間の売上が30%以上50%未満の範囲で減少している県内事業者を支援する売上減少事業者等支援金を7月に創設し、緊急事態措置等（岐阜県の独自措置含む）が実施された4月～6月、8月・9月に売上が減少した事業者を支援したところです。（第1弾、第2弾）

9月30日をもって、緊急事態措置、まん延防止等重点措置は、国内全ての地域で解除されましたが、9月30日まで緊急事態措置が続いていた岐阜県を含む19の都道府県においては、政府の基本的対処方針に基づき、1ヶ月までを目途として、飲食店に対する時短営業、外出・移動自粛等の要請を行うこととされ、それぞれの都道府県において時短要請等が実施されました。

このため、岐阜県を含む19の都道府県において10月を対象期間として実施された飲食店への時短要請又は外出・移動自粛要請などの影響を受けて、10月の売上が30%以上50%未満減少した県内事業者の皆様に対して、これまでと同様の支援を行うため、岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）を実施することとしました。

Q2. 国（中小企業庁）の「月次支援金」の概要や申請受付時期は？

A. 「月次支援金」は、2021年（令和3年）4月以降に実施された緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2021年（令和3年）の月ごとの売上が2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）の同月比で50%以上減少した中小法人等・個人事業者等に対して給付されます。

なお、緊急事態措置、まん延防止等重点措置は、9月30日に国内全ての地域で解除

されましたが、同日まで緊急事態措置が続いていた岐阜県を含む19の都道府県においては、政府の基本的対処方針（法第18条第1項に規定する基本的対処方針を指します。以下同じ。）に基づき、1ヶ月までを目途として、飲食店に対する時短営業、外出・移動自粛等の要請等を行うこととされたため、10月分については、これらの要請（以下「対象措置」という。）による影響を受けて売上が50%以上減少した事業者についても給付対象となっています。

なお、月次支援金の10月分の申請受付期間は、2021年11月1日～2022年1月7日となっています。

Q3. 国（中小企業庁）の「月次支援金（10月分）」と県の支援金（第3弾）の違いは？

A. 給付要件である売上減少率及び給付金額が異なります。

<売上減少率>

国の月次支援金：2021年（令和3年）10月の売上が、2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）同月比で50%以上の減少

県の支援金：2021年（令和3年）10月の売上が、2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）同月比で30%以上50%未満の減少

<給付金額一月当たりの上限額>

国の月次支援金：中小法人等 20万円、個人事業者等 10万円

県の支援金：中小法人等 10万円、個人事業者等 5万円

ただし、対象措置により休業・時短営業をしている飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者^(※)については、
中小法人等 20万円、個人事業者等 10万円

※国の月次支援金（10月分）の対象となる酒類販売事業者は、月次支援金に加えて岐阜県酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）（第2弾）の給付を受けることができます。

Q4. 10月を対象期間として基本的対処方針に基づき飲食店に対する時短営業、外出自粛等の要請を実施することとされた地域は？

A. 2021年（令和3年）10月において、要請等を実施することとされた都道府県は次のとおりです。なお、都道府県毎に要請内容や期間が異なり、時短営業の要請を行っていない都道府県もありますので、要請内容等の詳細は各都道府県のホームページ等で確認してください。

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県

Q 5. 売上減少事業者等支援金（第3弾）と重複受給できない給付金等は？

- A. 売上減少事業者等支援金（第3弾）の対象月である2021年10月を対象とした、以下の給付金等の受給対象となっている場合は、重複して受給することはできません。
- (1) 国の月次支援金（10月分）
 - (2) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）
 - (3) 岐阜県酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）（第2弾）
 - (4) 岐阜県以外の都道府県による休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金（財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合）

Q 6. 売上減少事業者等支援金（第3弾）と国（中小企業庁）の「月次支援金」との重複受給は可能か？

- A. 売上減少事業者等支援金（第3弾）の対象月である10月を対象とした国の「月次支援金」を重複して受給することはできません。

制度上、県の売上減少事業者等支援金は売上減少率が30%以上50%未満、国の月次支援金は売上減少率が50%以上となった事業者を給付対象としているため、重ねて給付対象となることはありません。

2021年(令和3年)10月の売上が、2019年(令和元年)又は2020年(令和2年)の同月と比べて50%以上減少している場合は、国の「月次支援金」を申請してください。

なお、対象月が異なれば受給することは可能です。(例えば、10月は減少率40%であったため売上減少事業者等支援金（第3弾）を受給し、9月は減少率60%であったため国の月次支援金を受給)

Q 7. 国（中小企業庁）の「月次支援金」が不給付決定となった場合に、県の支援金を申請することは可能か？

- A. 国の「月次支援金」が不給付となった場合に、県の支援金の申請期間内であり、給付要件を満たせば申請することができます。

なお、国の「月次支援金」の審査で、対象措置の影響により売上が減少したと認められず不給付となった場合は、売上減少率が30%以上50%未満であったとしても県の支援金の給付対象とはなりません。

Q 8. 「中小法人等」、「個人事業者等」とは、具体的にどのような事業者か？

- A. 「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。(中小企業基本法の中
小企業よりも広い定義となっています。)

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。

なお、雑所得・給与所得で申告している場合は、税務上、事業収入を得ておらず、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ており、被雇用者又は被扶養者でない方に限ります。

Q 9. 大企業は対象とならないのか？

A. 大企業は対象となりません。

Q 10. 「反復継続した取引」とは、どの程度の取引実績が必要か？

A. 2019年（令和元年）10月、2020年（令和2年）10月及び2021年（令和3年）10月のそれぞれの月において複数回の取引を行っていることをいいます。

なお、2021年10月について、対象措置の影響により取引が無くなった場合は、実績は必要ありません。その旨、様式3に記載してください。

【対象措置の影響（飲食店の休業・時短営業の影響）】

Q 11. 取引先となる「飲食店」の条件は？

A. 2021年（令和3年）10月を対象期間として、岐阜県を含む19の都道府県において、基本的対処方針に基づき実施された要請（対象措置）により休業・時短営業を実施している「飲食店」です。

Q 12. 岐阜県内の飲食店との取引であれば全て対象となるか？

A. 県内の場合、飲食店に対する時短要請の対象区域は、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町の7市1町となっていますので、この区域内に店舗がある飲食店と取引がある必要があります。

なお、取引先の飲食店が時短要請の対象区域外の場合は、飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少したとは認められませんが、当該飲食店が対象措置に伴う外出自粛により売上が減少していれば、本支援金の対象となり得ます。

Q 13. 県外の飲食店との取引は対象となるか？

A. 9月30日まで緊急事態措置が実施されていた、19の都道府県において、基本的対処方針に基づき実施された要請（対象措置）により休業・時短営業を実施している「飲食店」であれば対象となり得ます。

Q 1 4. 飲食店との取引事業者とは具体的にどのような事業者か？

A. 例えば、次のような取引を行う事業者が想定されます。

＜飲食店に対する継続的な物品の納入＞

- ・食材、食品、飲料、調味料、食用油
- ・おしぼり、割り箸
- ・食器、調理器具

＜飲食店に対する継続的な物品のリース＞

- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・カラオケ機器
- ・フロアマット

＜飲食店に対する継続的なサービスの請負＞

- ・クリーニング（テーブルクロス、タオル）
- ・屋内の清掃
- ・廃棄物の収集
- ・広告物、メニューの制作

Q 1 5. 不動産業を営んでおり、飲食店に店舗を賃していたが、対象措置による影響で飲食店が廃業となり収入が減少したが、対象となるか？

A. 不動産業を営む法人又は個人が「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。「不動産収入」として計上している場合は対象外です。

Q 1 6. 酒類販売事業者であるが、店舗での小売のみであり、休業・時短営業を実施した飲食店との取引は無い。給付額上限の特例（中小法人等10万円→20万円、個人事業者等5万円→10万円）の適用を受けることができるか？

A. 給付額上限の特例は、対象措置に伴う要請等により休業・時短営業をしている飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者に限定されています。休業・時短営業を実施した飲食店との反復継続した取引が無い場合は、酒類販売事業者であっても適用されません。

なお、飲食店と取引があっても、当該飲食店の店舗が時短営業の要請対象区域外（岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町の7市1町以外）の場合は、休業・時短営業していても適用されません。

【対象措置の影響（移動・外出自粛等の影響）】

Q 17. 個人顧客との取引が期待できないことから、自主的に休業している事業者も給付対象となるか？

- A. 対象措置に伴う移動・外出自粛等の影響を受けて、2021年（令和3年）の10月の売上が2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）の同月と比べて30%以上50%未満減少している場合には、自主的に休業している事業者であっても、給付対象になり得ます。

Q 18. 車での移動販売や露天商など、店舗を構えずに対面で個人顧客に販売活動を行っている事業者は給付対象となるか？

- A. 対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引があり、対象措置に伴う外出自粛等の影響を受けていれば、店舗を構えずに対面で販売活動を行っていたとしても、給付対象となり得ます。

ただし、当該事業者が協力金（第8弾）の支給対象店舗を有している場合は給付対象外です。

【岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）との関連】

Q 19. 飲食店の時短営業等の要請にかかる協力金の支給対象だが受給していない事業者は、売上減少事業者等支援金の給付対象となるか？

- A. 協力金の支給対象となっている場合は、受給していなくても支援金の給付対象外です。

Q 20. 飲食店営業許可を有しているが飲食店の時短営業等の要請にかかる協力金の支給対象となっていない事業者（テイクアウト専門店等）は、給付対象となるか？

- A. 協力金の支給対象となっていなければ、給付対象となり得ます。

Q 21. 飲食店を複数の店舗を有しており、一部の店舗は協力金の支給対象であるが、その他の店舗は協力金の対象外となっている場合は給付対象となるか？

- A. 当支援金は、店舗や事業単位ではなく、事業者単位で給付を行うものです。一部の店舗でも協力金の支給対象であれば、事業者全体で給付要件を満たさないため、当支援金の給付対象とはなりません。

Q 2 2. 協力金について、第7弾までは支給対象であったが、要請対象区域外の店舗であるため第8弾は対象外となった。支援金の給付対象となるか？

A. 協力金の第7弾までは支給対象であったとしても、第8弾の支給対象外であれば、当支援金の給付対象となり得ます。(対象措置に伴う外出自粛等の影響を受けて10月の売上が30%以上50%未満減少している必要があります。)

【事業収入】

Q 2 3. 新型コロナウイルス感染症に関連する国や地方公共団体により給付された給付金、補助金、助成金等が事業収入(売上)に含まれている場合、当支援金の給付額算定に含めてよいか？

A. 当支援金の給付額の計算や対象月の該当性判断に当たり、確定申告書の事業収入や売上帳簿に持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等が含まれている年又は月はその額を控除してください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関連しない国又は地方公共団体から得た給付金、補助金、助成金等については、控除する必要はありません。

Q 2 4. 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、2021年(令和3年)の10月の売上が減少している場合は給付対象となるか？

A. 当支援金は、2021年(令和3年)10月に岐阜県を含む19都道府県で実施された要請(対象措置)に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が減少している中小法人等・個人事業者等に対して、事業の継続・立て直しやそのための取組みを支援するため、事業全般に広く使える資金を迅速かつ公正に給付することを目的としています。そのため、質問内容のように目的に該当しない場合は、給付対象とはなりません。

Q 2 5. 法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより、2021年(令和3年)10月の売上が減少している場合は給付対象となるか？

A. 当支援金は、2021年(令和3年)10月に実施された要請(対象措置)に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が大きく減少している中小法人等・個人事業者等に対して、事業の継続・立て直しやそのための取組みを支援するため、事業全般に広く使える資金を迅速かつ公正に給付することを目的としています。そのため、質問内容のように目的に該当しない場合は、給付対象とはなりません。

Q 2 6 . 新規開業により、前年同月との売上比較ができない場合は、どのようにすればよいか？

A. 新規開業の方は、開業時期により次のとおり算出してください。なお、2021年（令和3年）8月以降に開業した方は対象となりません。

< 2021年（令和3年）1月～7月の間に開業した場合 >

$$\begin{aligned} \text{給付額}^{*1} &= 2021年（令和3年）1月～7月の事業収入の合計 \\ &\div 2021年（令和3年）の開業した月から2021年（令和3年）7月までの月数^{*2} \\ &- 2021年（令和3年）対象月の月間事業収入 \end{aligned}$$

*¹売上減少事業者等支援金（4月～6月）又は国の月次支援金を申請した場合の給付額は上記によらず、原則として、2021年1月～3月の事業収入の合計÷2021年の開業した月から2021年3月までの月数－2021年の対象月の月間事業収入とします。

*²開業日の属する月は、操業日数に関わらず1カ月とみなします。

< 2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）に開業した場合 >

$$\begin{aligned} \text{給付額} &= \text{開業年の年間事業収入} \div \text{開業年の設立後月数}^{*2} \\ &- 2021年（令和3年）対象月の月間事業収入 \end{aligned}$$

*²開業日の属する月は、操業日数に関わらず1カ月とみなします。

Q 2 7 . 事業者全体では給付要件を満たさないが、一部の事業単位や店舗単位では給付要件を満たす場合は、給付対象となるか？

A. 当支援金は、店舗や事業単位ではなく、事業者単位で給付を行うものであり、事業者全体で給付要件を満たさなければ、給付対象とはなりません。

Q 2 8 . 不動産収入・山林収入を給付額の算定に用いることはできるか？

A. 当支援金は、2021年（令和3年）10月に実施された要請に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が大きく減少している中小法人等・個人事業者等に対して、事業の継続・立て直しやそのための取組みを支援するため、事業全般に広く使える資金を迅速かつ公正に給付することを目的としています。

事業による収入であることを信憑性のある書類を基に客観的かつ公平に確認する観点から、確定申告書上の事業収入（※）をもって2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）の売上を把握し、給付額を算定することにしておりますので、事業収入に含まれない不動産収入・山林収入を給付額の算定に用いることはできません。

なお、不動産業を営む法人又は個人が「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。

※主たる収入が業務委託契約に基づく事業活動からの収入であり、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は雑所得・給与所得

【支援金の申請について】

Q 2 9. 支援金の申請書類の入手方法は？

- A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課のほか、各市町村の所定の窓口にも備え付けています。

Q 3 0. オンラインでの申請は可能ですか？

- A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 3 1. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

- A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。
なお、迅速に審査・給付を行うため、申請書類が到達しているか否かについての問い合わせには対応しておりません。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。
なお、送料不足の場合は返送されますのでご注意ください。

Q 3 2. 売上減少事業者等支援金（第1弾）[4月～6月分]、（第2弾）[8月・9月分]の申請時に提出した確定申告書の写し等は再度提出が必要ですか？

- A. 売上減少事業者等支援金（第1弾）又は（第2弾）を申請された方は、提出書類が簡素化されており、原則として、様式1、様式4、2021年10月の事業収入がわかる売上台帳等の写し、申請書類チェックリストの提出のみで結構です。
ただし、対象措置により休業・時短営業をしている飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者や、決算月の関係で2019年、2020年の10月を含む確定申告書が提出されていない場合、第1弾、第2弾を申請された以降に住所等に変更があった場合等は、様式2・様式3、確定申告書、本人確認書類等を改めて提出いただく場合がございます。詳しくは申請受付要項15～17ページをご覧ください。

Q 3 3. 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいうのですか？

- A. いいえ、そのようなことはありません。2022年（令和4年）1月31日（月）までに提出してください。当日の消印有効です。

Q 3 4. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

- A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 3 5. 振込先（様式 1 添付）の通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q 3 6. 振込先の通帳の写しについて、インターネットバンキングのため通帳がない場合は、何を提出すればよいですか？

A. インターネットバンキングや当座預金口座など通帳がない場合は、インターネットバンキング口座情報画面や当座勘定照合表など（金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）の写しを提出してください。

Q 3 7. 売上減少事業者等支援金（第 1 弾）や（第 2 弾）の際と同じ口座への振込を希望する場合は、通帳のコピーは提出しなくてもいいですか？

A. 売上減少事業者等支援金（第 1 弾）又は（第 2 弾）を申請された方で、前回と振込先の変更がない場合は、通帳の写しの添付を省略することができます。省略する場合は、様式 1 の 5 振込先記入欄下の変更の有無欄で「1 変更なし」を選択してください。

Q 3 8. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず「様式 4」をご利用ください。

Q 3 9. 事業を継続的に行うことが誓約事項になっているが、当支援金を受給した後に、廃業又は破産した場合の扱いはどのようになるか？

A. 当支援金の申請時において、事業を継続的に行うことを誓約していただくこととなりますが、当支援金の受給後に廃業又は破産した場合は、当支援金の返還の義務はありません。なお、自主的に返還を行いたい場合は、相談窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

なお、申請時点において、廃業又は破産等を予定していた場合には、給付要件を満たさないため給付対象外となります。

Q 4 0. 当支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいか？

A. 給付要件を満たしていないにも関わらず当支援金を受給した場合は、速やかに返還を行っていただきます。返還については、相談窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

Q 4 1. 収受日付印のついた確定申告書類の写しはどのようなものですか？

A. 法人、個人事業者ごとに次の書類を提出してください。

<法人>

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

※2019年度（令和元年度）分、2020年度（令和2年度）分の双方を提出してください。（2019年および2020年の10月が申告期間に含まれるもの）

<個人事業者>

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・青色申告決算書又は収支内訳書（いずれも1枚目及び2枚目）の写し

※2019年（令和元年）分、2020年（令和2年）分の双方を提出してください。

<法人・個人事業者共通>

- ・確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の収受印又は税理士の署名押印があるもの）の写しを提出してください。
- ・電子申告で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書。確定申告書に受信日時の印字がある場合は不要）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。
- ・原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。
- ・確定申告書の写しを提出いただく際はマイナンバー記載欄を黒塗りしてください。

Q 4 2. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印又は税理士の署名押印がない場合はどうすればよいですか？

A. 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一期間のもの（確定申告書と所得課税証明の営業（事業）所得金額が一致するもの）としてください。

※2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）に所得税の確定申告の義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控え（収受印のあるもの）でも代替可とします。

Q 4 3. 確定申告を e-Tax（国税電子申告・納税システム）で行った場合はどうすればよいのか？

A. 税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日付が印字されていることが必要です。e-Tax による申告で受付日時が印字されていない場合は「受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）」を提出してください。

ただし、「受付日時の印字」及び「受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）」がない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。

また、「受付日時の印字」「受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）」「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。

Q 4 4. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？

- A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。
なお、税務署の受付印が押印されたもの、受付番号があるものの写しを提出してください。

Q 4 5. 売上帳簿の写しについて、2021年の10月の事業収入が分かる売上台帳等の写しを提出することとされていますが、事業収入以外の経費支出等が記載されている帳簿は、提出する必要がありますか？

- A. 経理帳簿について、事業収入と経費支出が別葉となっている場合は、事業収入が記載された部分のみの提出で結構です。

【その他】

Q 4 6. 保存書類は提出する必要がありますか？

- A. 保存書類は、申請時に提出する必要はありません。
ただし、調査等のため、これらの保存書類の提出を求める場合があります。
求めに応じて速やかに提出できるように7年間保存してください。

Q 4 7. 支援金の給付を受けた場合、課税対象となりますか？

- A. 支援金は、所得税等の課税対象となります。